## (様式第1号)

# 平成21年度第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	平成21年8月6日(木) 14:00~15:25
場 所	北館 4 階 教育委員会室
出席者	本語 4 階 教育安具会至 会長 平 馬 忠 雄 会長代理 佐 藤 総 三 信 田 雄 三 信 田 古 子 子 大 藤 田 芳 子 太 藤 田 芳 安 元 教 本 和 経 元 多田羅 よ い 経 3 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	市側 市 長 山 中 健
	事務局 市民生活部長 竹 内 惠 一 保険医療助成課長 赤 川 俊 雄 市民生活部主幹(業務改善担当課長) 北 川 加津美
	保険医療助成課主査 山 本 直 樹 同 主査 東 山 敏 章 同 主事 森 本 真 司
事務局	保険医療助成課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0 人

- 1 会議次第
- (1)委嘱状交付
- (2)保険者あいさつ
- (3)自己紹介
- (4)定足数の確認・報告
- (5)会長選出
- ( 6) 会長あいさつ
- (7)会長代理の指名
- (8)諮問書提出
- (9)議事録署名委員の指名
- (10)議事

第1号議案 出産育児一時金について

第2号議案 国民健康保険料の延滞金の軽減について

報告第1号 平成20年度国民健康保険事業報告について

報告第2号 平成21年度保険料の賦課状況について

(11) その他

- 2 提出資料
  - 資料1 出産育児一時金について
  - 資料2 国民健康保険料の延滞金の軽減について
  - 資料3 平成20年度国民健康保険事業報告について
  - 資料4 平成21年度保険料の賦課状況について
- 3 審議経過

開会

(事務局赤川) 定刻より少し早いのですが、ただいまから平成21年度第1回芦屋市国 民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては,ご多忙のところご出席をいただき,まことにありがとうございます。開会に先立ちまして,委嘱状の交付をさせていただきます。

本日は,1人の方を除きまして,全委員さんが来られております。市長が皆様のところへ参りますので,自席でご起立いただきまして,委嘱状をお受け取りください。

#### ...... 委嘱状の交付 .......

(市 長) 委嘱状。都筑省三様。あなたを芦屋市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します。任期は平成23年6月30日までとします。ただし,芦屋市議会議長の職にある期間とします。平成21年7月1日芦屋市長。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状。いとうまい様。以下同文でございます。ただし,芦屋市議会民生文 教常任委員会委員長の職にある期間とします。どうぞよろしくお願いいたしま す。

委嘱状。佐藤稔様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局赤川) ただいまから,運営協議会を始めさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第19条の規定によりまして,附属機関の会議は原則公開となっておりますので,傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら傍聴をしていただきます。また,会議でのご発言につきましては,公開されることとなります。議事録には,発言者の氏名も公表させていただきます。現在,傍聴者はございません。

それでは,引き続きまして,保険者である山中市長から皆様方に一言ごあい さつ申し上げます。

....... 市長あいさつ .......

(市 長) 皆様,こんにちは。大変お忙しい中,また梅雨明けが先日ございまして,大変暑さが厳しい中でございますが,平成21年度第1回芦屋市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして,ありがとうございます。平素は,本市の国民健康保険事業の運営に格別のご協力をいただいておりまして,厚くお礼を申し上げる次第でございます。

芦屋市の財政,私が就任してからも何かと大変だということで,行政改革をさせていただいて,市民の皆様,またそれぞれご関係の皆様のご協力をいただいて,今,財政再建のめどが立てられる状況まで回復をしてまいりました。去年,おととしと関西社会経済研究所が発表したところによりますと,財政運営効率ランキングというのがありまして,芦屋市が関西で去年も今年もトップでございます。

そんな状況でございますが,まだまだあれもできる,これもできるという状況ではございませんけれども,皆さんのご協力をいただきながら,市政を進めてまいりたいと思っております。

昨年,新設されました長寿医療制度の導入につきましては,保険料の年金からの天引き等で国民の皆様より,新しい制度に対するご批判が出ております。 今月は総選挙が行われまして,その行方によっては,この制度がどういうこと になるかわかりませんけれども,注意深く見守っていきたいと思っております。

本日は、出産育児一時金の支給額の引き上げと、保険料に係る延滞金の一定期間の軽減の諮問をさせていただき、ご協議をいただきたいと思います。市民の方にはご負担をおかけすることになりますけれども、国民健康保険事業を運営していくための措置でございますので、何とぞご理解とご協力をいただきた

いと思います。

厳しい暑さが続きますので,先生方におかれましては,お体に十分気をつけていただきまして,ますますのご活躍をお祈り申し上げまして,冒頭に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局赤川) ありがとうございました。それでは引き続きまして,新たに委員となられた方もいらっしゃいますので,皆様方にはお名前と出身団体を自己紹介していただきたいと存じます。委嘱状を受け取られた順番にお願いいたします。よるしくお願いします。

- (都筑委員) 芦屋市議会議長の都筑省三と申します。よろしくお願いいたします。
- (いとう委員) 芦屋市議会の民生文教常任委員長を仰せつかっております。よろしくお願いをいたします。
- (佐藤委員) 芦屋ハートフル福祉公社の理事長をしております佐藤でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。
- (信田委員) 民生児童委員の信田式子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- (林委員) 主婦で,林睦子です。よろしくお願いします。
- (武田委員) 弁護士の武田雄三です。よろしくお願いします。
- (藤田委員) 芦屋市商工会から出させていただいております藤田でございます。よろしくお願いいたします。
- (井上委員) 兵庫社会保険事務局総務課長をしております。社会保険共済組合出納役で ございます。井上です。よろしくお願いいたします。
- (岸本委員) コープこうべ健康保険組合の常務理事の岸本です。よろしくお願いいたします。
- (多田羅委員) 芦屋市歯科医師会の会長をしております多田羅でございます。どうぞよ ろしくお願いします。
- (大森委員) 芦屋市医師会保険担当理事をさせていただいております大森でございます。 よろしくお願いいたします。
- (鈴木委員) 同じく,会長の鈴木でございます。よろしくお願いします。
- (平馬委員) 前兵庫県国民健康保険団体連合会専務理事をしておりました平馬でござい

ます。よろしくお願いいたします。

委嘱状の交付	
 マプリホイハ リノ メーコ	

- (事務局赤川) ありがとうございました。ただいま,ご紹介がありました委員の皆様の ほかに,本日は医療機関代表といたしまして,仁科睦美委員が欠席されてお ります。芦屋市国民健康保険運営協議会委員は,全部で14名でございます。 続きまして,事務局の紹介をさせていただきます。
- (事務局) 市民生活部長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

課の業務全般の業務改善担当課長でございます。北川です。よろしくお願い します。

保険医療助成課の主査をさせていただいています,山本です。よろしくお願いいたします。

保険医療助成課主査の東山と申します。よろしくお願いします。

同じく,保険医療助成課の一般職員であります森本です。よろしくお願いいたします。

最後に,この4月に教職員課から保険医療助成課長を拝命いたしました赤川です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

......定足数の確認・報告......

(事務局赤川) 次に会議次第の5,定足数の確認・報告ということでございますが,委員の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条では, 委員定数の2分の1以上の出席が必要となっておりますが,本日の出席者数は, 現在で13名でございます。会が成立していることをご報告申し上げます。

....... 会長の選出 .......

(事務局赤川) 次に,会議次第の6.会長選出でございます。

本日は,委嘱後第1回の協議会でございますので,皆様方におかれましては, 本協議会会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては,国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして,公益代表委員の中から全員の選挙で行うと規定されていますが,恒例によりまして,事務局側からご提案させていただきたく思いますが,いかがでございましょうか。

....... 異議なしの声 ........

(事務局赤川) 異議なしというお声がありましたので,事務局から,会長に平馬忠雄委員をご提案させていただきますが,委員の皆様,ご異議はございませんでしょうか。

....... 異議なしの声 ........

(事務局赤川)	それでは,平馬	会長,会長席にな	β願いいたします。	会長よりごあいさつ			
をいただきたいと思います。							

....... 会長あいさつ .......

(会 長) 平馬でございます。まことに僭越ではございますけれども,ご指名でございますので,会長職を引き受けさせていただきたいと思います。私,未熟でございますし,また,不慣れな者でございますので,皆様方の温かいご指導,ご協力をお願いいたします。

この協議会は、市長の諮問に応じまして、療養給付費の一定の割合を決めたり、保険料率を決めたり、また保険給付の種類の内容を決めたり、さらには重要な事項につきまして審議する大切な協議会でございます。よろしくお願いしたいと思います。

国民健康保険制度でございますけれども,皆様もご承知のように,国民皆保険の基本となる制度でございますが,少子・高齢化の推進なり,著しい医療費の増大なり,また,国民健康保険の抱えております固有の課題といったものに基づきまして,現在,運営につきまして財政的に非常に厳しい状況にございます。ご承知のとおりでございます。

しかしながらこの制度は、市民生活にとって必要不可欠な制度でございますので、その健全でかつ適切なる運営については強く望まれているところでございます。

こういった中で,今後,市長さんの方から審議事項が示されますので,そのことにつきまして,皆様方のご意見をお伺いしながら審議を進めてまいりたいと思っておりますので,皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして,簡単ですけれども,あいさつとさせていただきます。

(	事務局赤	Ш	)	あり	<i>)</i> が	とう	こご	ざし	ま	しな	Ė,

....... 会長代理の指名 .......

(事務局赤川) 続きまして,会議次第の8,会長代理の指名でございます。会長代理の 選出につきましても,国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして, 会長の選出に準じて行うと規定されておりますが,恒例により,会長の指名と させていただきたいのですが,ご異議ございませんでしょうか。

....... 異議なしの声 ........

(事務局赤川) それでは会長,よろしくお願いします。

(会長) それでは会長代理には、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして、公益代表の中から選出することとなっております。
佐藤稔委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。よろし

いでしょうか。

## ....... 異議なしの声 ........

(事務局赤川) ありがとうございます。それでは続きまして,諮問書の提出でございます。先ほど市長のあいさつにもございましたとおり,本日の運営協議会は, 出産育児一時金の見直しと国民健康保険の延滞金の軽減について諮問させて いただきます。

市長が、平馬会長のところに参りまして、諮問書をお渡しいたします。

(市 長) 芦屋市国民健康保険運営協議会会長様。芦屋市長。芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により,次のとおり諮問します。

記。1.出産一時金を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間,現行の35万円を39万円に引き上げる。

芦屋市国民健康保険運営協議会会長様。芦屋市長。芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により,次のとおり諮問します。

記。1.諮問の内容。延滞金の軽減について。(1)延滞金年10.95%を納期限から3月を経過する日までの期間を年7.3%とし、当分の間、各年の特例基準割合、各年の前年の11月30日を経過するときにおいて、日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合として、年0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てるとする。(2)平成22年1月1日から適用する。

以上です。よろしくお願いいたします。

(事務局赤川) それでは,委員の皆様には,ただいま市長から諮問いたしました諮問書 の写しをお配りいたします。

申し訳ございませんが,市長はこの後,別の公務がございますので,失礼ですがここで退席させていただきます。

- (市 長) どうぞよろしくお願いします。失礼いたします。
- (事務局赤川) それでは,ただいまより議事に入りますが,国民健康保険運営協議会の 議長は,芦屋市国民健康保険条例施行規則第5条により,会長がその職にあ たることになっております。これからの会議の進行につきましては,平馬会 長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。
- (議長) それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。従来の慣行どおり、被保険者代表の方からお願いしたいと思います。このたびは、信田委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

....... 異議なしの声 ........

(議長) ありがとうございます。ご了解をいただきました。 それでは,議事に入らせていただきます。本日の議事は,先ほど山中市長 から諮問がありました出産育児一時金の見直し及び延滞金の軽減についてと, その他報告関係2件でございます。

それでは,第1号議案出産育児一時金について,を議題にいたします。事務 局から説明をしていただきます。

### ......事務局説明.......

(事務局赤川) 事務局からご説明させていただきます。お配りさせていただいています 本日の協議会の資料の1ページを開いていただけますでしょうか。

今回の諮問させていただく内容につきましては,政府から緊急の少子化対策といたしまして,平成21年10月から当面の間,具体的には平成23年3月30日まで,暫定措置といたしまして,出産育児一時金を35万円から39万円に引き上げようとするものでございます。出産一時金を引き上げる背景といたしましては,日本産婦人科医会が平成20年2月に行った出産に係る調査におきまして,公立病院,私立病院,診療所別の出産に要する費用の実勢価格の調査結果が全国平均で,約39万円となったことを踏まえ,全国一律に支給額を4万円引き上げようとするものでございます。

また、平成21年1月20日付におきます日本産婦人科医会の研究班による 平成21年1月20日時点の分娩による費用の全国平均が42万3,957円 となっております。兵庫県の平均では、43万562円となっております。

引き上げに伴います国庫補助につきまして,でございます。保険者に対する 国庫補助につきまして,このたびの出産育児一時金の額の引き上げによる保険 者に対して,医療機関等に支払います保険者に限り,引き上げ額の半分の2万 円を国庫補助とし,残り3分の2を地方財政措置とし,残り3分の1を保険料 負担となっております。

また、このたびの引き上げに伴います医療機関への直接支払いの方法の変更でございます。現行、受け取り代理人の制度の仕組みは、原則といたしまして、出産育児一時金は医療機関へ直接支払う仕組みとなっております。また、出産育児一時金の額の引き上げ分に伴う国庫補助の支給対象を医療機関等に直接支払うことにより直接支払いを徹底するということになっております。

支払い方法につきまして,従来は医療機関から保険者に直接出産費用を請求 しておりましたが,このたび,支払い業務を原則として,審査支払機関,国民 健康保険連合会に委託するというものでございます。

なお、この出産育児一時金のあり方につきまして、当面2年間ということになっておりますので、施策の実施と並行とあわせて、暫定措置期間経過後の23年以降も出産育児一時金のあり方を含め、妊婦の負担軽減を図るため、出産に係る保険給付やその費用負担のあり方を長期的に検討する予定となっております。

なお、資料といたしまして、お手元の2ページ、3ページ等をつけさせていただきます。2ページ目は、分娩費といたしまして、先ほども芦屋市立病院、現在出産した場合、約38万円になっております。兵庫県の平均につきましては、43万円になっております。

過去の出産育児一時金の変遷につきましては、昭和34年から今年の平成2 1年1月まで経過を載せさせていただいております。 予算等につきましては,現在の予算措置につきまして,1件38万円×140件の5,320万円を計上しております。この引き上げに伴う今後の予算につきましては,10月から引き上げますので,半年分70件×4万円の280万円を,このたび9月市議会におきまして,補正予算の上程を予定しているところでございます。したがいまして,出産育児一時金の予算としましては,総額5,600万円になります。

簡単ですが,以上でございます。

- (議長) 説明は終わりました。質疑等がございましたら,ご発言をお願いいたします。
- (鈴木委員) 言葉の問題なんですが、現行と改正案とのところにある、産科医療補償制度「による」医療機関という言葉なんですが、医療機関というのは、一応、都道府県に開設届を出したらそれで医療機関として認められるわけですね。 産科医療補償制度という制度にのっとって開設運営される医療機関というのが特別に別にあるわけではないわけですよね。医療機関の中で、産科医療補償制度に賛同しているとか、この保険制度に加入しているとか、そういう医療機関という意味なんですね。何かもうちょっと適切な表現はないですかね。制度に賛同しているとか、加入しているとか、加入が一番正しいんですかね。
- (議 長) 事務局の方,どうですか。これは,基本的に保険がどうのこうのというのではなしに,表現の方法が,「による」よりも,「加入」の方がいいのではないかということですが。
- (鈴木委員) よその自治体なんかも参考にしてもらわないと。
- (議 長) ちょっと今のことに関連して、初めての方もおられるので。産科医療補償制度を簡単におっしゃっていただけますか。というのは、どういう意味かといいますと、今お話がありましたように、芦屋市の全医療機関が入っているんですか。
- (事務局竹内) 産婦人科が芦屋病院を含めまして,4病院があるんですけれども,開設 当初は3件だったんですけども,20年7月1日時点で4病院が産科医療補 償制度に加入しておられます。
- (議長) 医療保障制度を簡単に。
- (事務局竹内) 産科医療補償制度につきましては、分娩をなされる方が、指定された病院に来て出産をされると、そのときに保険料を払われるような形になるんですけども、病院はもともと加入していますので、1分娩当たり3万円を実際に産科医療補償制度を取りまとめている産科医療補償制度の会の方に入っているので、そこの方で保険がかかっている。お医者さんの責任になるか、その方のもともと持っている病気なのかというのはわからないですけども、出産されるときに障がいがあるということになった場合に、そういう制度から補償を受けるんですけれども、もともと出産される方の要因によって、障が

いを持った場合というのは補償されないのですけれども,出産,分娩中の事故がある場合には,その部分の障がいを20年にわたって補償するという制度でございます。

- (議 長) トラブル,事故が発生したときに保険がおりるという制度です。それに加入 していると。
- (事務局竹内) そういう事故をずっと集めていって,それが起きないようにしようというのが,もともとこの産科医療補償制度の趣旨になります。
- (議長) 芦屋市内の産科は全部入っているということですね。
- (事務局竹内) そうでございます。
- (議長) ほかに何かご質問ございますか。

これは制度の方は政令で決まったんですね。ページ的には,厚労省の国民健康保険課の文書があって,政令は5月22日に決まったんですね。政令が決まって,それを受けて条例を改正したということですね。

ほかに何かございませんか。

- (いとう委員) 2点ほど確認をさせていただきたいのですけれども、いただいた資料を 見ますと、現行の一時金の合計というのは、38万円ですよね。それを4万 円加えて42万円という案なんですが、市立芦屋病院の分娩費を見てみます と、38万円ですよね。ということは、現行のままでいけるかなという感じ がするんですが、兵庫県なりの平均にちょっとでも合わせようというような お考えでよろしいんでしょうか。
- (事務局竹内) 市内で出産した場合は、私どもの方へ申請する額は、かかった費用は出ませんので、具体的にはいくらかかっているか、というのはわからないです。ただし、市外で出産した場合については、現行の場合、例えば神戸市の東灘で出産した場合で、現在では44~45万円ぐらいの請求書が上がってくるというのが実態です。芦屋病院につきましては、ここ2~3年ぐらい上げていないということなので、その額だと思います。実際にどれぐらいかかっているのか、というのは把握できていません。事務局に確認しても、ちょっとわからない、という状況です。

出産育児一時金は、出産された方に対しての給付でございますので、費用がかかってもかからなくても、その額はお出しする。通常ですと、40何万円かかるんですが、帝王切開など異常分娩をされますと、保険診療扱いになりますので、金額も少なくなります。ですけども、出産されたという事実に対して、任意給付を支給するという制度でございますので、直接払いと抱き合わせた場合、38万円になったときに、42万円との差額というのは、本人に支給されることになります。つまり直接払いの場合、かかった費用が、42万円以下であってもその額を支給することになります。

- (いとう委員) よろしいでしょうか。そういたしましたら,もう1点なんですけれども,今回の変更というのは,少子化対策の充実を図るためというような目的が示されていると思うのですが,4万円引き上げることによって,どのような効果を期待されておられますでしょうか。例えば,出生率が何%上がるんじゃないかと,そういうものがおありになるのであれば,お示しいただきたいと思います。
- (事務局竹内) 国の方の制度の中身でも,何%上がるというような表現はまるっきり出 ていないです。審議会においては、社会保険の審議会だったと思いますが、 去年の11月ぐらいにされているんですけども,あそこでも何%出生率を上 げましょうというのではなしに,実際に任意給付の額が少なすぎた,医療で は実際どれぐらいかかっているのかということで、引き上げをという形にな ってですね。ですから,緊急の少子化対策として,出生率でどれぐらい低下 しているのかというのは,ちょっとこちらではつかめていないというような 状況なんです。緊急の少子化対策で制度を実施するということですので,子 どもの出生率が減っているのか,費用が不足しているということが明らかだ ということで出しているのか、たぶん会議の中身を見ますと、圧倒的に費用 が不足しているでしょうと,ですから,それを上げるべきだと。それに対し て,厚生労働大臣は,予算取りでいくら上げるというのは,約束はできない という回答をその中では、40万円ぐらいを目指したいとおっしゃっておら れたみたいなんですけど。費用の関係で、緊急の少子化対策でということで、 ですから何%上げましょうという目標の数値は特に出ていなかったと思いま す。
- (いとう委員) 数値は出ていないということで,緊急の少子化対策,具体的にその4万円を上げることによって,どういう効果があるんですか。
- (事務局竹内) 産みやすくなるというんですか。経済情勢もこういう具合ですので,たぶんそういう意味合いで緊急の少子化対策として上げられたと思っております。
- (議長) ほかに何かありませんか。
- (鈴木委員) 数年来,少子化が続いていますので,政府もそうですが,いろんな世論調査をしたら,子どもを産む可能性のある年齢の方々が,もっと出産に経費がかからなかったら産めるんだけどな,という意見がたくさんあります。それを酌み取った制度だろうと思うんです。単に費用をかけずにお産ができたらいいのになという,そういう希望に沿った制度,一時的な制度です。
- (議 長) ありがとうございます。
- (多田羅委員) これは,政令を受けての条例が改正されるということなんですが,条例, 例えば単独で自発的にこういうことが可能なんですか。

- (事務局竹内) 任意給付でございますので,芦屋市が50万円出しますというのは可能なんですが,本来的には,3分の2というのは国から補助が出ているわけです。残りの3分の1は具体的には保険料で賄うことになるんです。ですから全体の人数は少ないんですが,それにかかる経費というのは,これは保険料が上がってくるという形になって,芦屋市の場合は,一般会計から繰り入れているんです。ですから,全体的には市の情勢からすると,いくらでも野放図に上げるというのは厳しいので,国の制度に追随した形で遅れないようにやっていこうということです。
- (多田羅委員) 最低ラインだけは守っておこう、ということですよね。これは、出産育児一時金となっていますけれども、育児というのはどうもピンとこない。出産だけだったらわかるが、育児に対してとなると、出産費用に関する額だけなのに、育児がついたら僕はひっかかる。それが1つ。

それから,1分娩に対してこの額なんですか。例えば,双子,三つ子,そういう分娩に対しては,いっしょなんですか。

(事務局竹内) これは1分娩に対して,お一人幾らになるんです。

(多田羅委員) 三つ子だったら3倍?

(事務局竹内) はい。3倍です。

- (鈴木委員) この育児というのは、もともとお産したら、まあ言えば瞬間でしょう。赤ちゃんが生まれ出た、それがお産なんです。ところが、実際にはまだ病院に 1日、2日いる。その間は育児になるわけです。その時間帯は。だからこういう言葉になる。
- (議長) よろしいですか。意見も以上になりますので,諮問に近い形で答申をさせて いただくということでご異議ございませんか。

....... 異議なしの声 ........

(議 長) よろしいですね。それでは,私ども正副会長に原案等,お任せいただいて, ただいまの趣旨に沿った形での答申をしたいと思いますので,それができま したら,皆さん方に配布をさせていただきます。よろしいでしょうか。

....... 異議なしの声 ........

- (議長) それでは、次に行かせていただきます。次に、第2号議案の延滞金の軽減について、でございます。事務局から説明をお願いします。
- (事務局赤川) 引き続きまして,議案第2号延滞金の軽減について,ご説明させていただきます。

資料の6ページをあけていただきたいと思います。

平成21年5月1日,議員提案によります社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布され,平成22年1月1日から施行されることになりました。改正の趣旨といたしましては,現下の厳しい経済情勢におきまして,厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し,国税の例に倣いまして,納期限から3カ月については,14.6%でなく,7.3%とし,当分の間,各年の特例基準割合,各年の前年の11月30日を経過するときにおいて,日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合,具体的には平成21年は4.5%となっておりますが,年7.3%の割合に満たない場合につきましては,その年中においては,当該特例基準割合とするということでございます。

なお,この改正によりまして,国民健康保険については,延滞金の軽減措置を行うよう,平成21年5月1日付で通知がなされたものでございます。芦屋市においても,この法律の趣旨を踏まえて,平成22年1月1日から同様の取り扱いを行おうとするものでございます。

なお,この時期に改正することにつきましては,事務システム等の変更等の作業の準備によるものでございまして,あわせてこの9月市議会に提案し,承認を得るためでございます。

具体的に改正に伴う影響といたしましては、参考資料を別途お配りさせていただいていますが、最近は延滞金の収入額という形で資料を提示をさせていただいておりますが、平成18年が1,435万476円。平成19年が1,344万6,214円。昨年平成20年度は、892万9,612円でございます。

なお、昨年の20年度につきましては、892万円ありますが、ほとんど滞納額と言われている、古い19年度以前の部分の9割近い部分の延滞金でございます。1割弱が現年の延滞金になっております。具体的には、例えば、21年度、改正どおりいたしますと、来年1月1日から実施ということで、21年度6期分で、健康保険料が69万の方の場合、1期が86、250円になりますので、この方が未払いとなった場合、来年5月31日の時点の延滞金というのは、改正前が3、800円の延滞金が、改正後は2、400円になるということになります。

資料の7ページに,参考までに,社会保険の保険料等に関する5月1日付の 通知書をお出ししております。

以上,簡単ですが,ご説明とさせていただきます。

- (議長) 説明が終わりました。質疑等ございましたらよろしくお願いいたします。この図の説明をしてください。
- (事務局赤川) お配りしております国民健康保険の延滞金の改正案,この資料がございます。この資料につきまして,現行につきましては,現在,対象月,納期限の翌日から10.95%で支払日までに延滞金を支払うということになっております。現行としましては,納期限の翌日から20日後に督促状を,その10日後が納期限という形で発行し,そういう形で延滞金が納付される日まで10.95%,具体的には日歩3銭の形で利息がついております。

それを改正案では,納期限から3カ月間のみ10.95%を,7.3%に変え

ます,ということでございます。4カ月目から10.95%に戻すということにしております。3カ月間の7.3%につきましては,ただし,前年11月30日において日本銀行が定める基準割合,公定歩合,手形の割引率がありますが,その率と4%を足した,いずれか低い割合ということでございます。

具体的には,21年につきましては,4.5%ということでございます。ですから,3カ月間につきましては,今後は7.3%か,平成21年度としては4.5%,低い方の延滞金をという内容でございます。

以上簡単ですけどもわかりましたでしょうか。わかりにくいかもしれませんが。

(議長) そうすると,3カ月間ですか。それ以降は戻るんですね。それ以降は,10. 95%なんですね。

(事務局赤川) 従来どおり10.95%です。

(議 長) 要は,3カ月間だけ延滞金がある程度緩和されるという意味ですね。 質問ありましたら,どうぞおっしゃってください。

ちょっと難しいかもわかりませんけど,延滞金の金額は示されていますけど 8 9 0 万円, 1,3 0 0 万円,1,4 0 0 万円,これは延滞金のまあ言えば損害金に近いものですね。保険料そのものじゃないんですね。保険料はどれぐらいたまっているんですか。これに見合う金額というのは。

(事務局赤川) 滞納額につきましては,6億7,000万円。20年度です。

(議 長) 20年度で,6億7,000万円ほどは未納ということですね。

- (事務局赤川) それとあわせて、収納済額が1億4,000万円。それと、減免というのがありますので、その分が24億1,000万円ほどありますので、それが30億円ほどあります。それに800万円ほどの延滞金が支払われたということになります。
- (議長) 6億円ほどが期限から遅れて入ってきていますよという意味ですね。返さな いといけませんよ,ということですね。
- (事務局赤川) 19年度につきましては,調定額の総額が36億円に対して,収納額が29億円,それに対して1,300万円。
- (議 長) 遅れた分の損害金的なものが 1,300万円ですよということですね。 ほかに何かご質問ございますか。
- (都筑委員) 今説明されたけども、3カ月間軽減することの効果ですね。3カ月という期間を切って、3カ月に意味があるのか、またそれをすることによって収納率が上がったりするのか。軽減というだけになってしまうのかなという気がします。それでいいんですけどね。何をねらっているのですか。

- (事務局竹内) 議員立法ということもあるんですが、昨今、アメリカの経済の関係におきまして、日本におきましても自動車業界とか、そういうところの不景気がありまして、緊急におきましても、やはりそういう失業者等も以前に比べて少し増えているという状況があるようです。そういう方の支払いを少し猶予と、本来ならば保険料そのものを猶予するのが趣旨だと思うんですけども、そういう制度は現行としてありますので、支払いの方法をもう少し猶予することによって、やはり延滞金を減額することによって、少し早く払っていただけるということを目的にしていると思います。
- (藤田委員) これはどのような方法で,その方たちに連絡されるのですか。当然,滞納 している方に何らかの形で通知されますよね。
- (事務局竹内) 実際には,22年1月から始まる未納に対して,延滞金がかかる。今ま での延滞金がそのままずっと将来的にも進行していくわけです。改めて今の 延滞金をはじめの3カ月は下がりますよ,という通知をするという考えは特 に持っていないんです。それよりも実際に,払えなければ窓口に来ていただ きたい。今までですと,それをこのぐらいの金額なら納められるというとこ ろで分割して納めていっていただいている。延滞金の割合を見てみますと、 もともとの保険料がたくさん消えていくわけなんです。収納されれば。そこ の部分がこの制度では,我々の方にメリットがある。例えば,1万円払って いただいて,3,000円が延滞金ですと,7,000円しか保険料は消えな い。ですから,ほかに残っている部分に対して,手続きがされなければ延滞 金がかかっていくわけですけれども,1万円をもし払っていただければ,そ こで8,000円, 9,000円と保険料が消えていきますと,残りの母体 の方が少なくなっていきますので,延滞金の占める割合が減って,保険料と しての収納が増える。そういうメリットがあります。同じ金額で分割された 場合。それと,今は非常に経済情勢が悪いので,保険料を払いにくい状態に なっています。ですからその延滞金の部分を,短い期間に自主的に納めてい ただけると,納付率が上がるんですが,そこは難しいかなと思っているんで すが。今は延滞金のことしか考えていないのですが,もう少し財政当局と話 ができれば、保険料を一定の基準で少し下げるということができるかなとい うのは,中で検討しているのですが。なかなか思うようにいかない。自営業 の方は,ずっと金額的に同じになっていって,売り上げが悪かったら,仕入 れは同じですから利益は減っていきますから,ですから前年度の分がかかっ てきますので,今年の今の状態に合うのかといったら合わないです。これを 今の状態に合わせるというふうになると,非常に難しい。みんながそうかも わからない。ですから,一定の条件で所得が何%下がったから,あるいは退 職をして金額がなくなったら、こういう状態のときに少し減額できないかな というのは中で考えています。とりあえず今は国の方から示された延滞金の 減額を行っていく、というふうに考えています。
- (議長) 7ページの国の通知の本文の上から8行目あたりに,国税でもやっているんですね,このことを。国税の例に倣ってやりますよと書いていますから。税

務署がやっているんですね。

- (事務局竹内) 市の収税の方もこういう形で。市の収税の方が14.6%,日歩4銭。 国保とか税以外の部分は,基本的に日歩3銭とっていますので,今までもそ の頭の減額というのはなかったのですが,今回,社会保険の関係でそういう ことをされて,今度,厚生労働省の方から通知があって,国保とか介護保険, 後期高齢と,そういう医療保険の関係については,この制度の趣旨と同じよ うに運用するように配慮しなさいという通知が来たので,これをさせていた だくということです。
- (議長) ほかにありませんか。

それでは,ないようでございますので,諮問に近い形で答申をさせていただくことにご異議ございませんか。

....... 異議なしの声 ........

(議 長) それでは,5番につきましてはお待ちいただいて,またできましたら皆さん 方に配布させていただきます。ありがとうございました。第2号議案は,こ れで終わらせていただきます。

次に,報告第1号平成20年国民健康保険事業報告について,事務局から説明をお願いいたします。

## ......事務局説明......

(事務局山本) 座ったままでご説明させていただきます。

お手元の議案書の通し番号で言いますと12ページの次が,報告第1号になっておりまして,その報告第1号の部分だけ,また別でページ数をつけておりますので,紛らわしいのですが,そのページ数で説明をさせていただきます。

主に、まず1ページ目なんですが、はじめに、国民健康保険運営協議会の委員さんのお名前を載せておりますが、これは21年3月31日現在の委員さんでございまして、今回は7月1日から新しい委員さんに委嘱をさせていただきましたので、一部、何名か変わっておられます。議会選出の方であるとか、何名か変わっておりますが、そのあたりは説明は省略させていただきます。

あと時間の都合によって割愛をしながら説明をさせていただきます。

まず,主に8ページのところをご覧いただきたいのですが,この部分が,芦屋市の国民健康保険会計の全体をこの表で示しております。

ただ、その前段部分で2ページからその前の7ページまで、いろいろな数字を載せているわけですが、この前段部分について説明をしているのは、主に8ページの表で言いますと、左半分は歳入、入ってくるお金ですね。右半分が歳出ということで、出ていくお金ということなんですが、左側の歳入の部分で言いますと、上の方の保険料というところが3行、医療給付、後期高齢者支援金、介護納付金、この3つに分かれておりまして、その小計部分が載っているのですが、この部分に対しての説明を前段部分の5ページと6ページ、7ページの部分は、その歳入部分の保険料の詳しい説明になっています。

あと右側の歳出なんですが,この部分は2ページ,3ページ,4ページの上の部分が歳出部分の8ページの表で言いますと,大きい項目で言うと,保険給付費というのが縦に書いてありますが,その部分の療養給付費と療養費,これが主な国民健康保険の被保険者に対する給付の部分に当たるのですが,この部分を詳しく,前段部分の2ページから4ページ部分でいるいろ詳しく説明をしているということになっています。

一つ一つの数字を申し上げてもなかなかわかりづらいと思いますので,一個一個の説明はいたしませんが,20年度のこの8ページの表で言いますと,歳入合計が表の下から3行目,歳入合計,歳出合計がそれぞれ書いてあるのですが,結局,欄外の 印のところに歳入から歳出を差し引いた合計として,結局,20年度につきましては,4,983万258円が赤字であったということです。

20年度の赤字の分につきましては,21年度の予算を当てるということで, 議会の方にも提案をして認めていただいたところでございます。

あと財政の部分以外で言いますと、1ページで、国民健康保険の加入の状況であるとか、あと4ページの(4)保健事業、これは20年度から新たに保険者の義務として、特定健康診査というのが義務づけられまして、40歳から74歳までの方については、特定健診を受けるように保険者の方で特定健診を実施をしなさいとなりましたので、その状況について報告を載せさせていただいています。

あとは,保険料の賦課の部分でも関係してくることなんですが,国民健康保険といいますのは,主に一般被保険者と退職被保険者というのがありまして,一定期間厚生年金なり,社会保険料を払われてきた方に対して,国保に入られた場合は社会保険の支払基金というところから,かかった部分については,補てんがあるんですね。市としてその部分はもたなくていいということがあるんですが,その方が退職者医療という形でおられるのと,それ以外,退職者に当てはまらない方が一般になるのですが,一般の被保険者に対して,市の方が給付,市の財政なり,保険料をもって一般の被保険者の医療費を賄うということになっています。この表についても,全体の部分と退職被保険者分という形で,9ページであると,イ、退職被保険者等分というのは,再掲というところで載せていますが,全体でかかったうちの退職に該当する部分については,この額ですという形で,一般の部分と退職の部分で分けて載せております。

3ページの方,それぞれ保険給付についても,2ページは,一般被保険者分という形で載せていまして,その次の3ページは,退職被保険者ということで, 一般と退職というのはそういう違いで分けているということです。

あと個々の説明は省略をさせていただきます。大体以上でございます。

(議長) 説明が終わりました。質疑,ご意見がございましたらお願いをいたします。

(多田羅委員) 歳入と歳出両方に係ることですが,高額医療費共同事業というのは,内容的にはどのようなものですか。それと,安定化事業というのはどういうものなのか,簡単で結構ですので。

(事務局竹内) 8ページの高額医療費共同事業というのがありまして,レセプトの1件

80万円超えの部分,この部分を兵庫県内の全部の保険者で,お金を一定割合出しておいて,それぞれの市町村にその高額にかかった分だけを分配しようという制度なんです。その下の保険財政共同安全化事業というのは,今言いましたレセプトの30万円を超えて80万円未満の部分について,それぞれの市町村が拠出金を出して,それぞれかかっている割合に応じて,それを出そうという制度です。

8ページの表で言いますと、高額医療費共同事業拠出金というのと、保険財政安定化事業拠出金というのが下から3分の1ぐらいのところに並んでいるんですが、これが出したお金なんです。

それに対しまして,それぞれ使った割合で戻ってくるのが,それが高額医療費共同事業交付金という左側の斜め上です。それと保険財政共同安定化事業交付金,こういうのがございます。

これ以外に,国の国庫支出金の上から3つ目のところに,高額医療費共同事業負担金という部分と,県の支出金の一番上のところにも高額医療費共同事業の負担金というのがございます。それが収入側なんです。要するに,急に高額医療がたくさん出たら,それぞれの保険者が単独ではもちませんので,現在の市町で賄いしようという制度でございます。

#### (議長) ほかに何かありますか。

8ページの下の覧に、歳入歳出差引計の赤の4,900万円ありますね。これは20年度ですね。19年度は歳入の方で、19年度はどういう特徴があるのですか。黒から赤に変わりましたね。

(事務局竹内) 18,19,20と,一般被保険者だけで見ますと赤字なんです。本市 の場合。19年度が黒字になっていますのは,退職被保険者に関しましては, 取った保険料の残りで払った医療費は,全部,社会保険診療報酬支払基金から お金がいただけるんですけれども,向こうの予算の都合でいただけなかった部 分を,後払いでいただいたので黒字になっておると。

一般被保険者だけ見ますと、ずっと赤字なんで保険料をもっと上げなさいと指示されているんです。そういう指定団体にうちはなってるんです。20年度はこれでいけるだろうというところで、保険料を見込んだんですが、20年度はなぜ赤字になったかといいますと、要するに保険料としては少なかったのですが、退職被保険者が制度の改正で、65歳で頭打ちなんです。今までは75歳まで退職被保険者の方がいらっしゃったんです。それが65歳まで圧縮されて、その数は見込んでいたんですけれども、扶養家族の方、これは年齢が違いますので、その分がうまく見込めなかったというのが1点です。

それと、全般的に高齢化していますので、少し一般被保険者の1人当たりの 医療費が予想よりも多くなってしまったんです。その見込みが少なかったので、 保険料としての金額が少なかった。そういう形で20年度は赤字になったとい うことです。今年度も少し保険料率を上げさせていただいたんですが、大黒字 にもできませんが、そこそこ特別会計ですので、採算がとれるところまでいき たいということで、21年度の保険料の料率改定をさせていただいたというこ とでございます。

- (議 長) もう1つ,歳入の合計が82億円ですね,それから歳出も82億円なんですが,両方とも19年度から金額が減っていますね。これはどういうことですか。差し引きではなしに総額がね。
- (事務局竹内) 後期高齢の方に移られた方がいらっしゃるので、保険料としてはその方の分の収入は減っております。ところがもともと後期高齢者の方の医療費につきましては、老人保健の方で今まで全部みておりましたので、その老健の拠出金、あるいは後期高齢者の支援金という形で、そのあたりの金額が増えているわけですが、どっちも減っている、歳出も減っているのは何か他に理由があると思います。
- (議長) 通常ずっと医療費が増えてくる、増えてくると言われます。そういう中で減っているので、どういうことかなとお聞きしています。 わかりにくかったら、今度、案文をしていただくときに、いっしょに皆さんに入れていただけますか。
- (事務局竹内) たぶん,後期高齢の支援金というのが,前は老健の支援金と後期高齢者の支援金と両方あったんですけども,老人保健の拠出金の額が後期高齢者支援金になって,若干減ったと思うんですが,そこがたぶん歳出が減った理由だと思うんですけど,ちょっと確認する資料がありませんので。
- (議長) 今度,案文を皆さんに配布するときに,下がった理由はこうですよということでメモ書きしていただいたら。ほかに何かありますか。

それでは,報告事項は,皆さんに決定いただくということではなしに,事務 局の方からこういう実情ですというお話を聞かせていただいたということでご ざいますので,案文とか方針とかは関係ありません。

報告事項第2をお願いします。

#### ......事務局説明......

(事務局山本) お手元の13ページから18ページまでの部分になりますが、まず、国民健康保険料の考え方としまして、先ほど申し上げた一般と退職の2つの部分があるんですが、退職者の部分で言うと、保険料でいただいた分を除いてかかった医療費については、支払基金の方から負担をされるということで、この部分は保険料としては見なくて、退職者は退職者で保険料はその分いただくんですけれども、新たに、保険料として考える必要はないということで、保険料として考えるのは一般の被保険者の方の給付分として、を考えるということで、その前に、それと保険料の中身で言いますと、3本立てになっております。13ページ、14ページというのは医療給付費分の保険料についての表でして、15ページ、16ページで言いますと、後期高齢者支援金ということで、後期高齢者に対する支援金、拠出をするお金を保険料としていただく。17ページ、18ページについては、介護納付金ということで、介護保険の40歳から64歳までの方については、それぞれ加入している健康保険の方で介護保険料は支払うということになっておりますので、その部分が介護納付金として保険料と

しては賦課をしているということで,その3本立てになっているということが1点と,あと先ほども言ったように,一般被保険者の方のかかった医療費について,この保険料から賄うということで,それぞれ医療給付費分,後期高齢者支援金分,介護納付金分,それぞれどれぐらい支出があるかということで,支出をまず見込みまして,それとあと収入ですね。国なり県,国保連,支払基金とか,その他,市の方に入ってくる収入を見込みまして,支出から収入を差していて足りない額,足りない分を保険料として国からと。結局その足りないおというのは賦課総額といいまして,例えば13ページでいうと,右側の下のおよっと色が変わっているところ,賦課総額,17億904万3,000円と出ているのですが,それは支出で言いますと,64億8,217万3,000円と出ているのですが,それは支出で言いますと,64億8,217万3,000円と出ているのですが,それは支出で言いますと,64億8,217万3,000円と出ているのですが,それは支出で言いますと,64億8,217万3,000円と出ているのですが,それは支出で言いますとり、64億8,217万3,000円と出ているのですが,それは支出で言います。多少膨らまして,賦課総額として、結局,必要な額から91%割り戻して,多少膨らまして,賦課総額としてのが,この17億円ちょっとということになります。

この17億円を保険料からいただくために保険料率をどのように出したかというのは,次の14ページになっておりまして,一番上の1番の賦課総額17億904万3,000円というのがここに出ております。その賦課をするに当たって,その賦課割合ですが,応能割というのは所得に応じていただく保険料,所得割の部分です。応益割というのは,均等割,1世帯当たりいただく均等割と平等割といいまして,被保険者1人当たりいただく,これは収入に関係なく定額をいただく,応益割に分かれております。一応これは条例で,応能割と応益割の割合は50%ずつにするようにということで,この賦課総額の17億円を半分ずつに割った,それぞれ応能割,応益割を半分ずつに割りまして,あとそれぞれ応能割でいいますと,被保険者の所得に応じて,これは機械にかけるわけですが,これだけ8億5,000万円ほど保険料としてもらうには,所得割の率はどれぐらいにするかということで,出てきたのが,7番の予定料率の5.2%ということで出ております。

あと応益割の方は,先ほど申し上げた均等割と平等割に分かれておりまして, これも機械にかけまして,7番の予定料率でいうと2万7,240円が均等割, 平等割が2万640円ということで決めさせていただいたということです。

前年度の料率に比べまして,医療保険の分の説明なんですが,医療保険でいうと,19年度は所得割は5.1から0.1%上がって,5.2%になりました。均等割は120円下がっております。平等割の部分は960円上がっております。というような内容になっております。以下,15ページ,16ページはその分の後期高齢者支援金分で同じように支出から収入を引いた額で,91%の収納率を割り戻して,賦課総額を出したのが15ページで,同じく16ページで,その賦課総額に応じて出した予定料率が7番のパーセントと金額になっております。

13番に,前年度と比べての引き上げ率・額を載せております。

あと、3つ目の介護納付金の部分は、17ページ、18ページで、同じような考え方でして、ただ介護納付金につきましては、40歳から64歳までの被保険者の方のみにかかる保険料です。それ以外の医療給付等、後期高齢者支援金は年齢に関係なく、ゼロ歳から74歳まで皆さんにご負担をいただく保険料

ということになっております。

医療給付の均等割部分は除いて,ほとんどの部分は上げざるを得ないと,結果的に上げるというような状況になっております。 以上です。

(議 長) 報告第2号の説明が終わりました。質疑,ご意見がございましたらどうぞ。 何かございませんか。

16ページの後期高齢者支援金の部分ですが、ここの調定額のところに、20年と21年を比べましたら、1人当たり2,400円、世帯当たりで3,800円と出ていますね。これは何か意味があるのですか。どういう理由でこういう金額にしようということになったんですか。

(事務局竹内) 後期高齢者支援金の部分は、後期高齢者医療に対する拠出金をこの部分で賄うということなんですが、高齢化もどんどん進んでおりまして、それに伴って人数もふえていますし、1人当たりの医療費も年々高くなっているということで、後期高齢者に対する拠出金が20年度に比べて21年度もかなりたくさん出さないといけないと見込まれますので、その分、3本立てと言いましたが、この後期高齢者支援金分が一番今回、上がっています。20年度に比べて、21年度が。そういう一言で言うと、高齢化が進んでいるために、国保の保険料としていただく額、拠出する額が多いために保険料としてもたくさんいただかないといけないということです。

(議長) ほかにございませんか。

(事務局竹内) 先ほどお答えできていなかった8ページ,報告1の方でございますが,前年度に比べて下がっているという部分でございますが,右側の歳出の保険給付費というのが,縦に長くあって,その下に,後期高齢者支援金等というのが,8億8,102万4,000円とあって,この分と,その2つ下の老人保健拠出金,これが2億6,824万7,575円,これを足しますと,11億4,920何万になると思うんですが,この分と19年度の老人保健の拠出金,これは15億6,200万あまりですが,この差が約4億1,300万ということで,減っております20年度と19年度の差,約4億1,000万,これは老人保健の拠出金が後期高齢者支援金と老人保健の拠出金とに分かれて,その金額が示されただけということでございます。

(議長) それはわかりました。歳入の方は?

(事務局赤川) 歳入は先ほど説明したとおりです。

(議長) 報告事項の第2号は,皆さん,何かございますか。それでは一応,報告事項は,1号,2号と終わりました。ほかにこの際,事務局の方からございますか。

(事務局赤川) 特にございません。

- (議長) 委員の皆さん方,何かございませんか。
- (藤田委員) 1つお聞きしていいですか。私は、大東町の方なんですけど、お近くの方が医療設備がないので、平日にかかっているのが、西宮の方の方なんですが、後期高齢者になると、市内でないと健康診断が受けられないですよね。あれは市外はどうしてもだめなものなんですか。かかりつけがどうしても市外になっていると。
- (事務局竹内) 老人健康診査ですよね。あれは市の中で処理をさせていただいて,芦屋市医師会さんなんかの協力を得てやっていますので,市外のところにはお願いできませんので,市内でしかできないという形になってしまうんです。
- (藤田委員) 友達が,西宮回生病院にかかっておられるのですが,ずっとほかの病院に行ったことがないから,そこの病院で何とかならないかという話をされていたので,ちょっと聞いてみたんですけど。どうしてもそれは無理ですね。
- (事務局竹内) 我々も形を変えて何かできればいいんですけども,今のところは市内の 病院にお願いするという形になっておりますので。
- (藤田委員) それだけに,ほかの医院に行くのも悪いかなと思いますし。ちょっとそれで戸惑っております。
- (議 長) それ以外に何かありますか。 それでは,本日の協議会はこれで終わります。どうもありがとうございました。

閉会